

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	忠和テニスコート	所在地	旭川市神居町忠和252番地1
設置目的	市民の健康増進と体育の振興を図る。		
規模	テニスコート総面積 28,963㎡ 硬式(アクリル樹脂)コート12面、軟式(クレー)コート8面、クラブハウス(木造平屋造)113,40㎡	設置年月日	昭和59年9月

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	株式会社旭川振興公社	指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料(千円)	R4 9,240 千円 R5 9,438 千円 R6 9,601 千円 R7 9,771 千円 R8 9,942 千円

3 総合評価

施設所管部の評価(1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	【導入効果】 忠和テニスコートの設置目的に基づき大規模テニスコートとして使用されている。また、指定管理者の自主事業として主に初級者・中級者を対象とした硬式テニス教室が開催され、テニスの普及による市民のスポーツ振興に貢献している。 【課題】 アクリルコートのクラック(ひび割れ)が進行しており、適切なプレー環境を十分に確保できていない。
	今後の管理形態	■ 指定管理者制度 □ 直営
	理由	①適切かつ効率的な管理運営が行われている。 ②直営による場合、市が直接雇用する職員は柔軟な勤務シフトが組みにくく、効率的な人員の配置は難しい。また、人員補充対応をしても現在指定管理者が行っているようなスムーズな臨時補充対応は難しい。 したがって、上記の現状及び直営とした際に生じる課題を検討した結果、今後も引き続き指定管理者制度を継続することが適当と判断する。
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	■ 公募 □ 非公募
	非公募の場合、その理由	
制度所管部等の評価(2次評価)	今後の改善点	
	施設利用の促進を図るため、老朽化したコート及び設備について、段階的に修繕を進める必要がある。	
制度所管部等の評価	仕様書に基づき適正に管理運営されているとともに、市民の健康増進と体育の振興に貢献している。また、直営と比較して柔軟な人員配置による人件費削減が図られていることから、引き続き指定管理者による管理運営が適当である。 今後は利用実態を踏まえた管理運営の在り方の検討と、運営の効率化を積極的に進められたい。	